（別紙１）

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成１８年３月１５日付け輸出注意事項１８第３号）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別紙第１
１～４　（略）
５　輸出貿易管理令別表第２の３５の３の項（６）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第２項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」［付表１］の３５の３の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第２項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））</td><td>別紙第１
１～４　（略）
５　輸出貿易管理令別表第２の３５の３の項（６）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第２項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」［付表１］の３５の３の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第２項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>化学物質の名称</th><th>ＣＡＳ番号
（例示）</th><th>ＰＯＰｓ
条約対象</th></tr>
<tr><td>（1）～（36）　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（37）　ペルフルオロ（ヘキサン－１－スルホン酸）関連物質であって、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号の規定に基づき化学物質を定める省令（令和　年厚生労働省、経済産業省、環境省令第　号）に規定するもの</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>（38）～（40）　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（注）　（略）
</td><td>
<table>
<tr><th>化学物質の名称</th><th>ＣＡＳ番号
（例示）</th><th>ＰＯＰｓ
条約対象</th></tr>
<tr><td>（1）～（36）　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td></td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（37）～（39）　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（注）　（略）
</td></tr>
</table>

（別紙２）

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和６２年１１月６日付け６２貿局第３２２号・輸出注意事項６２第１１号）

改　正　後

［付表１］２－１－１（５）輸出令別表第２の解釈の表

輸出令別表第２の項	輸出令別表第２中解釈を要する語	解　　釈	
２０～３５	（略）	（略）	
３５の３	（略）	（略）	
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第２条第２項に規定する第一種特定化学物質	（略）	
		ＰＦＨｘＳ若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が６のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。 ①　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ②　金属の加工に使用するエッチング剤 ③　半導体の製造に使用するエッチング剤 ④　メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑤　半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑥　半導体用のレジスト ⑦　はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤	

現　　行

［付表１］２－１－１（５）輸出令別表第２の解釈の表

輸出令別表第２の項	輸出令別表第２中解釈を要する語	解　　釈	
２０～３５	（略）	（略）	
３５の３	（略）	（略）	
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第２条第２項に規定する第一種特定化学物質	（略）	
		ＰＦＨｘＳ若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が６のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。 ①　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ②　金属の加工に使用するエッチング剤 ③　半導体の製造に使用するエッチング剤 ④　メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑤　半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑥　半導体用のレジスト ⑦　はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤	

		⑧　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑩　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物	
		ペルフルオロ（ヘキサン―1―スルホン酸）関連物質が使用されている以下の製品を含む。 ①　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ②　金属の加工に使用するエッチング剤 ③　半導体の製造に使用するエッチング剤 ④　メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 ⑤　半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑥　半導体用のレジスト ⑦　はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 ⑧　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑩　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした	

		⑧　消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑩　はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物	
		（新設）	

		床敷物	
		ＵＶ－３２８が使用されている以下の製品を含む。 ①　潤滑油 ②　樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 ③　塗料及びワニス ④　接着剤、テープ及びシーリング用の充填料	
		(略)	
３５の４～４３	(略)	(略)	

		ＵＶ－３２８が使用されている以下の製品を含む。 ①　潤滑油 ②　樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 ③　塗料及びワニス ④　接着剤、テープ及びシーリング用の充填料	
		(略)	
３５の４～４３	(略)	(略)	